

情 報 局 編 輯

週 報

五月二十一日號

第二四一號
昭和十七年五月二十一日號
郵務特准掛號
（每週一日本埠日發行）



緊迫せる世界情勢と

我國の立場

強化された外國爲替管理

最近發明界の話題（下）

日佛泰の友好關係確立す

蠶絲の價格統制

五錢



日忘記軍海<輝

露光量違いにより重複撮影

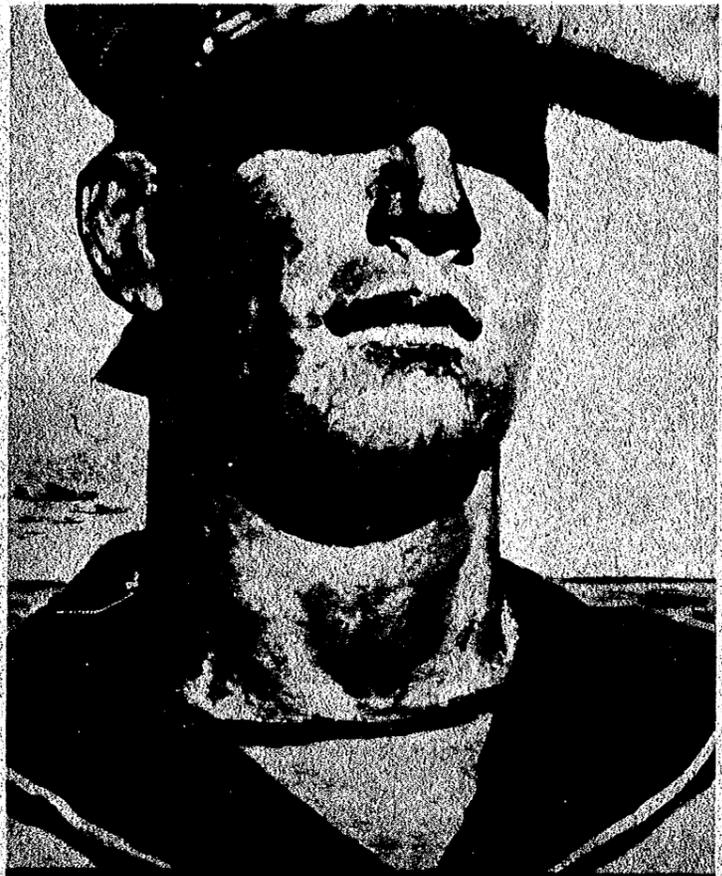
週報

第二四一號
五月二十一日

海軍記念日を迎へて……
緊迫せる国際情勢と
わが國の立場……
強化された外國爲替管理(上)
大藏省爲替局(二)
新島道徳閣立運動について……
最近發明界の話題(上)
特許局(三)
絹絲の價格統制について
農林省爲替局(六)
四月十日 海軍作戦の結果
大本營海軍報道部(七)
日佛泰の友好關係確立す……
昭和十五年及び國民政府消息……
支那省報新聞記者……

週間誌

五月九日(金)
▽佛・泰平和條約の正式調印を完了
▽日獨伊三國混合同員會を松岡外務大臣司會のもとに開催
▽海軍航空隊重慶を猛爆
▽米艦船の交戦水域を航行開始の旨當局発表
五月十一日(土)
▽官民懇談會を開催
▽敵十二萬を包圍し、中原大會戰最高潮
▽浙江、江蘇、安徽三省に新作戰を展開
▽海軍航空隊、重慶を猛爆
▽昨年度の貯蓄増加高百二十八億を突破と発表さる
▽ヘス獨副總理、スコットランドに飛行し落下傘にて着陸す
五月十一日(日)
▽陸軍航空隊、ビルマ・ルート、昆明、高貴を猛爆
▽國民政府、油桐委員會を設置
五月十二日(月)
▽防護週開始さる
▽東軍、南支に新作戰を展開、重慶を占領す
▽陸軍航空隊、昆明を猛爆
五月十三日(火)
▽東京、パラオ間の無線電話開通
▽大島、堀切南大使、ムソソリニ伊百田と會談
五月十四日(水)
▽中原に大機隊戦を展開
▽江北作戦完了す
▽昨年の農作物被害、億二千萬圓と當局発表
▽本多駐支大使入京
▽獨國、紅海を作戰水域に指定す
▽ブルガリア國、滿洲國を承認
五月十五日(木)
▽皇后陛下、關西御遊覧の途につかせらる
▽東軍、江北第二期戦を開始、重慶を占領
▽貿易統制令施行さる(外埠は二十五日)
▽改正治安維持法施行さる



日忘記軍海<輝

露光量違いにより重複撮影

週報

第二四一號
五月二十一日

海軍記念日を迎へて……
緊迫せる國際情勢と
わが國の立場……
強化された外國爲替管理(上)
大藏省爲替局……
新商運籌樹立運動について……
最近發明界の話題(上)
特許局……
蠶絲の價格統制について
農林省蠶絲局……
四月中 海軍作戦の概果
大本營海軍報道部……
日佛泰の友好關係確立す……
昭和十五年度の國民貯蓄額……
文部省推薦圖書紹介……

週日誌

五月九日(金)
▽佛・泰平和條約の正式調印を
完了
▽日獨伊三國混合委員會
を松岡外務大臣司會のもとに開
催
▽海軍航空隊重慶を猛爆
▽米船船の交戦水域を航行開始
の旨當局發表
五月十日(土)
▽官民懇談會を開催
▽敵十二
萬を包圍し、中原大會戰最高潮
を展露
▽海軍航空隊、重慶
を猛爆
▽昨年度の貯蓄増加高
百二十八億を突破と發表さる
▽ヘス獨副總理、スコットラン
ドに飛行し落下傘にて着陸す
五月十一日(日)
▽陸軍航空隊、ビルマルト、
昆明、箇舊を猛爆
▽國民政府、
清鄉委員會を設置
五月十二日(月)
▽防諜週開始まる
▽皇軍、南
支に新作戦を展開、東州を占領
す
▽陸軍航空隊、昆明を猛爆
五月十三日(火)
▽東京、パラオ間の無線電話開通
▽大島、堀切兩大使、ムツソリ
ニ伊首相と會談
五月十四日(水)
▽中原に大規模作戦を展開
▽江
北作戦完了す
▽昨年の農作物
被害一億二千萬圓と當局發表
▽本多駐支大使入京
▽獨國、
紅海を作戦水域に指定す
▽プ
ルガリア國、滿洲國を承認
五月十五日(木)
▽皇后陛下、關西御巡啓の途に
つかせらる
▽皇軍、江北第二
期戦を開始、襄陽を占領
▽貿
易統制令施行さる(外務省二十五日)
▽改正治安維持法施行さる

海軍記念日を迎へて

こゝに光輝ある第三十六回海軍記念日を迎へて往時を追懐し、千古不朽の武勳を偲ぶとともに、現下の緊迫せる世界情勢と帝國の現状を顧み誠に感慨に堪へぬものがある。

思ふに、支那事變勃發以來既に五星霜、わが忠勇無比の海陸軍は緊密なる協力の下に克く風雨寒暑に堪へ、怒濤激浪と闘ひ、非常な困苦缺乏を忍んでその任務を遂行し、幾多作戦に武威を發揮して聖戦目的達成のため勇戦奮闘多大の戦果をあげてゐる。

その海上封鎖部隊は事變以來、連綿不斷廣大な支那沿岸の主要海域を監視して敵國船舶の交通遮断に従事し、無数のジャンクや小艇を監視して船舶による密輸を封じ、しばしば宣言を發して封鎖港灣の閉塞を強化し、敵の物資補給を杜絶するとともに、わが占領地帶島嶼附近に蠢動する殘敵を掃蕩しつつある。

そも、重慶政権が今なほ僅かにその餘喘を保つ所以のものは、全く第三國の援助によるからで、これが輸血路を斷絶するため、わが荒蕪群は銀翼を連ねて縦横無盡にかのビルマ・ルートや浙贛路等

の爆撃を續けてゐるが、特に本年二月以來中南支方面における海陸協同作戦の香韶ルート斷絶、雷州半島方面並びに浙東福建沿岸要衝の敵前上陸等によつて全く最後の輸血路を封じてしまつた。

かくの如くにして敵は既に戦意を喪失し、戰鬥力の低下著るしく、一般民衆に對する生活必需品は極度に缺乏し悲慘の狀態に陥り、いま一と押しで屈伏せしめ得る極めて重要な時期に達してゐる。

翻つて、わが國內の情勢を顧みるに、事變の永びくにつれ多少物資の不足や配給の不圓滑などがあつたとしても、四年近くも戦争を續けてゐることであるから、生活の上に少しの窮屈や物資の自由があるくらいは當然のことである。世界中いづれの國でも相當の不自由をなめてをり、それらに比べればわが國の生活はまだ、良い方といはねばならない。

元來この事變はかくの如き大戦争にもかゝらず、開戦の初期逸早く制海制空兩權を握つた結果、わが國土が敵の空襲を受ける危険もなく、通商貿易を破壊される恐れもなく、一般銃後國民は比較的完全に生活をつづけて行くことが出来るのであるが、將來の戦争は必ずしもさうばかりは行かないものと豫じめ覺悟しなければならぬ。すなはち近代戦の特徴として、潜水艦、航空機等による通商破壊戦や、爆撃戦が相當長い期間續き、お互に多大の損害を被るものと見なければならぬ。

この點國民は日露戦役以上の大覺悟を要するのであつて、いはゆる國家總力戦に對し速かに高度國防國家の體制を整備し、以て太平洋の護りを堅くし、支那事變の合理的終結とともに、大東亞共榮圈の確立に邁進せねばならぬのである。



緊迫せる國際情勢と 我が國の立場

世界平和が目標

そも、支那事變の直接原因は、言ふまでもなく、かの蘆溝橋畔一發の銃聲であつた。もとく、日本、滿洲、支那の三國が、相争ふべき理由はない。民族上からいつても、政治上からいつても、また經濟上からいつても、互に手を取り合つて助け合つて行かねばならぬ運命にあるのだ。それにもかゝらず、今日、何故にこの大戦争を続けなければならないのか。それは東亞積年の禍根を斷つて眞の平和を世界に確立するためなのだ。

一たび支那事變の勃發するや、自國の權益の崩潰を怖れた國家群は、忽ち新聞雜誌を總動員して、日本をもつて

侵略國なりといひ出した。彼らのいふ如く、支那事變が彼らの行つたやうな侵略戦争ならば、無賠償、領土不割譲などの言葉は、何處から出て來るか。また、支那人による新政府の樹立を認めるなどといふことが、これまでの歐米諸國の行つた惡辣な侵略戦争にあつたか。少しでも、近世史の知識があつたら、こんなことは明らかなことだ。

支那事變の如き戦ひは、正義の國、日本ならではできない。今この事變をもつて「聖戰」といふ所以がある。今この事變は古今を通じて未だ曾て如何なる國もなし得なかつた戦ひなのだ。

重慶の運命は風前の灯

率直にいへば、今や蔣介石の運命は、氣の毒ながら

風前の灯である。陸海軍航空隊の重慶に對する連續爆撃、並びに佛印進駐は、日獨伊三國同盟と相俟つて、重慶政府を失望と困窮のどん底に突き落してしまつた。

身から出た錆とはいひながら、今日、重慶の悲惨な状況は、まことに目を掩はしめるものがある。物資は缺乏し、食ふにもなき無辜の民衆は、街に斃れて飢ゑた犬の代用食となつてゐる。法幣の額は僅少になり、その上、物價は目が飛び出るほど高い。その良い例は、米が一升二百四十圓だと聞いただけで澤山であらう。しかしながら、文化の程度が低く、しかも蔣介石の峻烈な彈壓のために、こゝ二、三年は頭を下げないものと思はなければならぬ。現に今日、支那各地の戦場では、月に數百回の大戦闘が行はれてゐるが、蔣介石自身はいくら参つても、重慶政府そのものは、なか／＼對日和平を申し入れさうもない。それは、果して何故か。

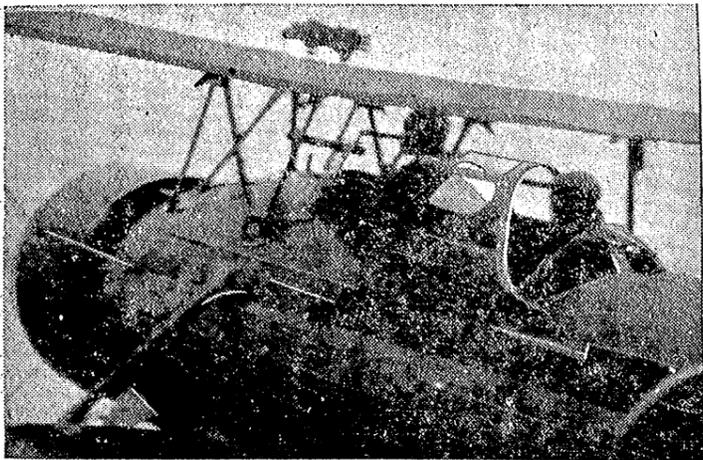
言ふまでもない。老獪なる諸國から毎日々々、カンフル注射を打つてゐるからである。こんなことは、今日では國民學校の生徒でも知つてゐることだ。かゝる半狂人

の瀕死の重病人に、武器や金を與へて起死回生を希望してゐるこれ等諸國の眞の姿を、日本民族は常に監視すべきである。彼等紳士の國、正義と平和の國と自稱する國々の行ふ常套手段は、昔から侵略と脅嚇であつたのだ。去る三月十五日、ルーズヴェルト大統領は、ワシントンで演説して、「イギリスその他の對權軸抗爭國に對するアメリカの物資援助は、今後ますます強化され、これらの諸國が、最後の勝利を得るまで繼續されるであらう」と語つた。

今の蔣介石は、たゞ單に自分が獨裁者としての地位を保存するために、なにも知らぬ支那の良民を犠牲にし、煽動して、徒らに抗日毎日の戦争を續けてゐるのである。ルーズヴェルトは、これをも「民主主義擁護」の名において援助するといふのだ。まことに解せぬ話である。わが海陸空にわたる立體的封鎖を潜行して、果して如何なる程度の對蔣援助をなすことが出来るものか。

獨裁者たる蔣介石を援助することが「民主主義擁護の高遠なる理想」であると言明するルーズヴェルト大統領





機軍海が我るすとんせ動出

をいろ／＼と悪評する者が多い。いかに政敵のためにする言葉とはいひながら、われ／＼も、紳士「フランクリン、デラノ、ルーズヴェルト」氏の名のために甚だ残念に思ふものである。

ルーズヴェルト大統領は、同じ演説の一節において「軍備の強大なる國家が、不當に他民族を壓迫するといふ事實を黙過することは出来ない。弱小國家といへども、天賦の権利を繼承し、その存立を維持して行く権利を有してゐる」と言つてゐるのは蓋し名言である。まことに、イギリスの如きは「その強大なる軍備」によつて「不當に他民族を壓迫」してゐる國家の尤なるものではないか。如何に多くの弱小國が、イギリスによつて「天賦の権利」を奪はれてきたことか。

歐洲戦争は何を教へる？

今日、ルーズヴェルト大統領が極力援助を惜しまないといふ民主主義國家の中には、イギリスとその軌を一にしてゐる國家が、その大部分を占めてゐるのだ。イギ

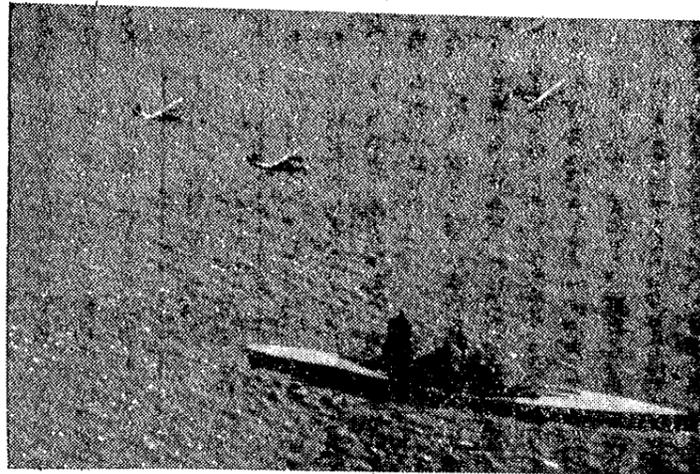
リスを張本人にして、オランダ、フランスなどが、わがアジア民族に對して、たゞに不當な壓迫を加へるばかりでなく、貪婪飽くことを知らぬ掠取を續けることは、人類の平和と幸福のために、斷じて許し難きところである。

こゝに、支那事變の大目的があり、このために全日本民族が奮起して、大東亞共榮圏の創建を期して起ち上つたのである。

ひるがへつてヨーロッパの戦局を見よ！
ドーヴァー四十キロの距離が、ナチス精銳軍の英本土上陸作戦を阻むことゝに數ヶ月、絶え間なきドイツ空軍の猛撃にさらされて、「ロンドン」最後の日、近しいはれてゐる位である。昨年度におけるロンドン市民の死者、八月一千人、九月六千八百人、十月八千人と、毎月激増の一路をたどり慘憺たる有様だ。またイギリス商船の撃沈されたもの、すでに七百萬噸に達し、まことに、ロンドン政府は今や最後の斷崖に追ひ込まれた觀が深い。しかるに、ロンドン政府は重慶政府と同様、なか／＼頭を下げ

ない。手を舉げない。ジョン・ブルの特有性を發揮して半のやうに執拗な抵抗を續けてゐる。

これは、我ら日本人の大いに學ぶべきところである。日本人には戦争といへば、近くの停車場の歡呼と街頭の提灯行列とはかりと思ひ込んでゐる者が少くない。今日の戦争は、そんな生やさしいものではない。一たび戦争となつたら、まづ眞つ先に、用意されなければならぬのは所定の準備である。大略、太平洋で祖國のために闘つてくれる軍人を送るのみではない。帝都の眞ん中が、忽ち敵機襲來の危険に曝されるのだ。直接、國民が敵機と闘はねばならないのである。日露戦争の當時、僅かにウラチオストツクのボロ巡洋艦が、東北の海岸に姿を見せただけで、上村提督の留守宅に石を投げた東京市民は、その後、果してどれだけの精神訓練をしたか。空よりの脅威ばかりではない。敵國の大潜水艦は東京灣にも侵入して來ることが出来るのだ。これだけは全日本國民が十分に覺悟すべき問題である。要するに、問題は精神である。肚である。廢墟になつた帝都その他を護るだけの



海空呼應 守り固し

りは遙かに優勢なるイギリス艦隊の存在する限りは、しかく簡単にドーヴァーの制海権は握れないのである。この制海権の重要性を、誰よりもよく承知してゐるヒトラー総統は、今後はいよいよ潜水艦戦に主力を注いで、通商破壊による逆封鎖を更に強化し、またイギリス艦隊を求めて奇襲作戦を敢行することを聲明した。今日ドイツの潜水艦は、約二百隻と推測されてゐる。なほ四月からは、一日約一隻の割合で、新鋭潜水艦が竣工することになつてゐるといふから、蓋し、空前の潜水艦海上作戦を展開するに相違ない。

ドイツの潜水艦は、前大戦當時と異り、作戦實施の上において、あらゆる必要な條件に恵まれてゐる。即ち、その隻数といひ、廣大なる占領地域の根據地といひ、精銳なる乗組員といひ、今や三つながら完全に整備されたのだ。まことに今年にはナチス潜水艦の當り年である。

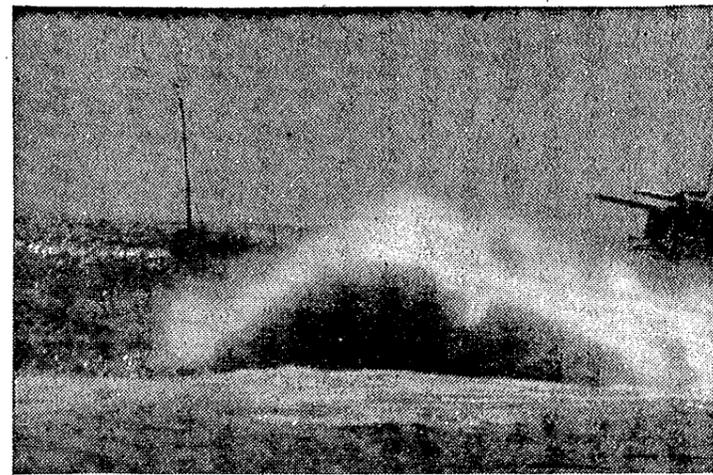
かくて、ドイツ海軍は、いよいよ活潑な海上作戦を展開し、傳統を誇るイギリス艦隊を痛撃して、これに動搖を起さしめ、一方、連続の大空襲を敢行して英國民の士

肚があれば、それで十分である。とにかく今日のロンドン市民以上の覺悟があれば、それで澤山である。

全世界を驚嘆せしめたナチス電撃部隊の英本土上陸作戦を、今日まで阻止した理由は、ドーヴァー海峡の天候とか、ドイツ軍が占領した廣大な大資源のために、長期戦も辭せずとするナチス參謀本部の餘裕ある態度にもよるが、その最大の原因は、依然としてイギリス大海軍の存在である。ドイツの海軍力に對する七倍のイギリス艦隊の存在が、現實に物をいつてゐるのだ。

ナポレオンはかつて、ドーヴァーの岸邊に立つて「われに六時間の制海権あらば」と叫んだ。しかし、今日では六時間すら問題にならない。ナチスの優秀なる機械化部隊を上陸させた上に、イギリスが手を擧げるまで兵站線を確保することが絶対に必要なのだ。

されば、ドイツが兵站線を確保すべき見逃しがつけば、イギリスは直ちに一戦をも交へずして手を擧げるに決つてゐる。ところが、まだ我へたりと雖も、ドイツよ



潜水艦が突るす道

氣を沮喪させ且つ潜水艦による英國商船に大打撃を與へて英國民を飢餓のどん底に沈滞せしめ、以て一舉に英本土大陸を決行するのだらう。老衰帝國イギリスを攻略するには、この手段以外にあるはずがないのだ。

日本人だ！乗切れ 世界の大激流を

今や世界は正に戰國時代である。

日獨伊三國を樞軸とする新秩序建設に露進する國家群と、英米を中心とする舊秩序を飽くまでも墨守せんとする國家群との争ひである。

わが帝國は、支那事變といふ船に乗つて、その好むと好まざるとにかゝらず、この世界的な大激流の眞つた中に乗り出した。この濁流を征服するか、またはその激流に吞まれて沈没するかは、一にかゝつて全日本國民の一大決意に存する。これこそ、現在日本民族に課せられた最も大いなる試練であるのだ。まことに、悠久三千年の光輝ある大歴史を誇る帝國が、たちまちにして世界の落

伍者となつて滅亡の危機に瀕するか否かは、この世界的大動亂を如何に善處するかにある。

されば日本は、支那と提携し、彼を味方として、日滿支三國を中心とする大東亞共榮圈確立の基礎を固むべきである。太平洋の新秩序も、南方諸國の制壓も共にみな、支那事變完遂の手段である。また、三國同盟といふ劃期的な大關係も、一に日本の國力如何にかゝつてゐるものであるといへよう。

日本が眞に日滿支三國を糾合して、大アジアの盟主たる資格を握るために、些少なりとも、直接獨伊の力に依存すべきではない。たゞ日本の實力のみをもつて、これを解決し、指導すべきである。

言ふまでもなく、これは大變な問題だ。實現までには、まだ幾多の苦難が、我らの前途に横はつてゐる。しかしそんなことは問題でない。われは日本人なのだ。決意はできた。死を決して進むところ、最早や何ものも怖れる必要はない。



強化された外國爲替管理

(上)

— 外國爲替管理法改正法律の解説 —

緒言

爲替管理といふ世界經濟史上全く新しい制度が諸國で實施され始めてから現在までに約十ヶ年の期間を経過したが、この間國際情勢にも未曾有の變動が起り、これに伴つて爲替管理の内容も勿論國によつて一様ではないが、大體

に一路強化されて來た。殊に歐洲大戰の勃發によつて誘致された複雑な國際情勢のために、爲替管理は今や世界的現象として強度に實施されるに至つたが、その施行當初と現在とはその目的と方法に大變な相違がある。

わが國でも昭和七年に初めて爲替管理を施行してから現在まで滿九ヶ年を経過してゐるが、この九ヶ年の歴史を回顧してみると大體三つの時代に區分できる。

第一期は資本逃避防止時代で、資本の海外逃避を防止する爲替管理の初歩的形態から始められたが、これは他の諸國とその換を一つにするものである。ところが、この時代は非常に短命に終つて、第二期の平時的爲替管理時代に移行した。この時代は極く最近まで続き、その間前後四回に亘つて法律的部分的改廢が行はれ、その内容は一應整備されて来たが、未だ平時的形態の域を脱し得ず、最近の國際非常時局に處するためにはなほ不備の點が少なくなく、更に第三期の戰時的爲替管理時代に發展することになった。

この第三期の時代に移行させたものが今議會を通過した外國爲替管理法改正法律である。また、これと同時に施行規則である從來の三つの大藏省令が廢止され、これに代つて新しい統一令として外國爲替管理法施行規則が登場した。この外國爲替管理法改正法律と外國爲替管理法施行規則によつて第三期の時代の法制上の體制が確立したわけである。

では、なぜこの第三期の時代への移行が必要であつたか、またその結果どのやうな事項が新たに取締の對象となつて

来たかを、改正兩法規を中心にして、その概略を説明しよう。

改正の理由

最近、世界各國は交戦國は勿論その他の諸國でも高度國防國家建設を唯一の目標として資材と勞務を總動員し、あらゆる政策をこれに集中してゐる状態である。従つて爲替管理も當然この綜合計畫の一部として、これを完成すべき使命をもつてをり、そのためには輸入力を増大することが必要で在外資金の節約と増強を圖り、その他國際收支の調整を圖ることが必要である。このため強度の統制が必要となつて来た。最近諸國の爲替管理が強化されたり、新規に實施する國が生じたのもこのためである。かやうに各國がそれ／＼自國本位に強度の爲替管理を實施してくると、國際經濟取引はますます不円滑になり、相互の關係は戰爭状態の様相を呈して来る。

爲替管理はこの國際經濟戰の第一線を守備する任務をも

ち、相手方が強化すれば、對抗上こちら側も強化して行き、かりそめにも間隙に乗ぜられるやうなことがあつてはならぬ。

このやうな情勢になつて来ると、先づ外國に在る預金證券その他の財産が封鎖、抑留の危険に曝されて来る。最近のやうな國際金融状態の下では、自力で在外資金の増強を圖らねばならないが、この場合最も有力な對象は在外財産である。従つて、この散逸を防止して保全活用を圖るために、廣汎な統制権が必要になる。次に從來の金融中心地經由の方法による對外決済が困難になつて来る。この國際金融系統の混乱または破壊に對する打開策として、對外決済に關する有効適切な指導統制権も亦新たに必要になつて来る。更に米國の資金凍結令のやうに、相手國の在外資金の効用を消滅させ、間接にその國の國防力の充實を阻止する手段も案出されるので、かやうな措置の對抗手段を講じ得る権限も必要になつて来る。

以上のやうに最近の國際經濟戰の激化に伴つて、爲替管理によつて遂行せねばならぬ事項は非常に廣汎、多岐とな

つた。そこで、これに對處するために、從來の平時的爲替管理の権限を戰時的に編成替することが必要になつて来たのである。

改正法の内容

外國爲替管理法改正法律は四月十二日公布、即日施行された。今回の改正はその範圍が非常に廣汎なので、全文改正の形式を採り、條文の數も從來の八ヶ條から十五ヶ條に増加したが、本改正の要點を掲げると次の通りである。

(一) 外國との決済又は外國間の決済に關して、その方法、條件その他必要な事項を命じ得る規定を新たに設けた點
改正法第四條の規定がこれに該當する。これを設けた理由は、昨年英國が爲替管理を實施したために、ロンドンが國際金融市場としての機能を失ひ、ニューヨーク市場もその心配があり、このやうに國際金融系統が混亂してゐる場合に處して、我が國の採るべき爲替政策としては相手國別に爲替若しくは支拂協定を結び、當該國との直接

決済に移行するやうに仕向けてゆく必要があり、現に二、三の國とは實行してゐるが、これに伴つて手形の種類、手形の表示通貨、經由金融機關又は特別決済勘定の設置等、いろ／＼と従來とは異つた決済方法で行ふ必要があり、これらの協定の圓滑な實施を期すためには、豫じめ對外決済方法に對する政府の統制力を強化しておく必要が生じて來たのである。

なほ、右のやうな協定を結んでゐない國との決済に關しても、最近のやうな混亂した國際金融市場の下で、本邦對外經濟取引の圓滑を圖るためには、同様にこれに對して積極的な統制を加へる必要がある。

(二) 外貨資産、在外財産等に對する政府の命令權の範圍を擴大した點

改正法第三條の規定がこれに該當する。従來も外貨資金の増強を圖る等のために、必要な場合にはこれ等の財産に對して賣却その他必要な處分を命じ得たが、今回の改正で廣く外貨資産、在外財産等に關して賣却その他必要な事項を命じ得ることに變更した。その結果、單に賣

却だけに限らず、必要に應じてその管理、運用又は取得なども命じ得るやうにその範圍が擴大された。これは最近のやうに緊迫した國際情勢の下では外貨資産、在外財産等がいつ封鎖、凍結されるか分らず、萬一かやうなことにでもなると、莫大な國家的損失を蒙ることになるので、豫じめその保全若くは活用のために、機宜の措置を講ずることが出来るやうに命令權の範圍を擴充する必要が生じたからである。

その他改正法第一條第九號によると、財産とは「事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム以下同ジ」と規定されてゐるので、本條の財産も當然これ等のものを含むことになつてゐる點及び本條によつて政府の指定する者に賣却すべきことを命じた場合の賣却價格は、従來外貨評價委員會が定めることになつてゐたが、この委員會は廢止されることになつたので、今回の改正で外國爲替管理委員會に諮問して、政府がこれを定めることになつた點も變更されてゐる。

なほ右のやうな政府の命令權の擴大に伴つて、實際の

發動によつて蒙る爲替銀行、貿易業者等の損害は別途五億圓を限り、豫算外國庫の負擔となるべき契約で補償する方法を講じてある。

この外國爲替損失補償金設置の理由を説明しよう。

最近のやうな國際情勢の下で對外取引を行つてゆくためには、或る程度の危険は避けることが出来ないが、このために我が國の對外取引が萎縮、縮少することは斷じて許されないであつて、寧ろ輸出の振興、商權の維持、伸張等のために積極的な措置を講じてゆくことが是非とも必要なのである。このためには政府でも國家的見地から外國爲替銀行その他對外取引をする者に、本條の規定によつて外國爲替、外國債權その他在外財産等に關して必要な命令をする場合も豫想されるが、かやうな場合に萬一所有者が損失を受けた時には、政府としてもこれを補償する必要があり、又かやうな政府の損失補償といふ後盾がなくては、最近のやうに激甚な戰時國際貿易戰に對處することは極めて困難なので、今回の法律改正と相關聯して別途五億圓を限度とする豫算外國庫の

負擔となるべき契約について今議會の協賛を経たのである。

(三) 外國居住者、本邦に居住する外國人又は外國系本邦法人等の本邦内における財産の取得若くは處分等を新たに取締ることにした點

改正法第一條第九號と第十號の規定がこれに該當する。これを設けた趣旨は國際情勢が複雑紛糾するに従つて、對外經濟戦はますます激化して、各國の爲替又は貿易に關する統制措置も一段と強化されて來たために、我が國の對外經濟權益、在外財産等も非常な危険に曝される結果になつた。この情勢に對處して我が經濟權益を擁護し、在外財産等の抑留、封鎖を防止するためには、本邦側でも場合によつては外國人等が本邦内で行ふ財産に關する取引とか行爲を取締り得る權限を設けることが必要なのであつて、これによつて外國が執らうとする措置を牽制し、或ひは既に執つてゐる措置を撤回又は緩和させ、またはこれに對する報復を行はうとするものである。本規定は右のやうにその設置の趣旨からみて、

最も戰時的爲替管理の特色をもつてゐるので、その發
動に當つては對外的影響等を慎重に考慮する必要がある。
る。

(四) 爲替銀行を通ぜずに対外決済をするための本邦内若
くは外國における支拂若くはその受領又は外國に於て爲
す支拂の本邦内における委託を新たに取締ることにした
點

改正法第一條第四號乃至第六號の規定がこれに該當す
る。爲替銀行を通じて行はれる取引に對する統制が整
備、強化されるに伴つて、爲替銀行を通じないで行ふ對
外決済、即ち爲替に關する知識、經驗が豊富になるに従
つて、在外者と在內者との私人間の取引によつて爲替取
引と同様の實を擧げる取引が漸次増加して來たので、本
規定によつてかやうな銀行外の對外決済も取締ることに
なつた。

(五) 日本銀行その他政府の指定する者に對し、本法の施
行に關する事務の一部を取扱はせることにし、當該事務
に従事する日本銀行その他政府の指定するものの職員は

公務員と見なす等の規定を新たに設けた點

改正法第六條がこれに該當する。本法に基づく事務の
中には急速且つ簡易に處理する必要があるものが少なく
なく、又その分量も今後ますます増加する趨勢にあるの
で、必要に応じて日本銀行その他に事務を代行させて、
臨機應變の取扱をしようとするものである。

(六) 本法の施行に關する事務に携つてゐる者又は携つた
者が本法による職務執行上で知り得た秘密を漏洩又は窃
用したときには處罰する規定を新たに設けた點

改正法第十四條の規定がこれに該當する。これによつ
て取締を受ける者の利益を擁護すると共に本法の重大性
に鑑み、本法に基づく行政事務に關與する者の責任を加
重したものであつて、最近の統制法規にもその例をみる
ことができる(臨時資金調整法第二十條、國家總動員法第四十
五條)。

(七) 従來の現行法運用の經驗に徴し追加補整を必要と認
めた事項

これに該當する規定は相當多岐に亘つてゐるが、その

主な事項を掲げると

- (1) 主に爲替銀行の仕向、被仕向取立依頼爲替の取扱を
取締ることにした點(第一條第七號及び第八號)
- (2) 調査及び検査權限に關する規定を擴充し、新たに爲
替管理上に必要な帳簿書類の備付を命じ、若くは帳簿
書類の記載方を指定し又は違反事件調査のために訊
問、搜索若くは差押權を附與した點(第五條)
- (3) 實體規定の新設、變更に伴ひ罰則規定を整備した點
(第七條乃至第十條)
- (4) 取締の徹底を期すために許可の附帯條項に違反した
者に對する處罰規定を新たに設けた點(第十一條)
- (5) 通貨若くは外國通貨又は證券の輸出入に關して、そ
の未遂行爲の處罰規定を新たに設けた點(第七條第二
項)

以上が今回の法律改正で新設、追加又は變更された規定
の概要であるが、これによつて現行法の内容は更に一段と
整備、強化され、國際的非常時下の複雑な對外經濟關係を
規律統制するにふさはしい體制を確立したわけである。

賞與の一部は國債で

大藏省では、「賞與の一部は國債又は貯蓄債券での運
動をボーナス支給期毎に全國的に展開し、國民の熱烈な
協力によつて非常な効果をあげてきたが、本年度の國債
發行額は少くとも七十五億圓を豫定され、これを十分に
消化しなければ國策の遂行上多大の支障を生ずるので、
本年も來る六月の上半期ボーナス支給期を期して、來る
六月二十日より實施される百三十五億貯蓄週間と相俟つ
て、戰時國民貯蓄の増強と國債消化をはかるため、次の
如く支給ボーナス全額に對する國債支給の最低標準率を
きめ、極力實効をあげることとなつた。

賞與	百圓以下	一割以上
	二百五十圓以下	一割五分以上
	五百圓以下	二割以上
	千圓以下	二割五分以上
	五千圓以下	三割五分以上
	五千圓超過	四割五分以上

なほ昨年末の實績はまだ報告未着のものがあるため全
國の成績は判明しないが、報告のあつたものだけについ
てみると賞與の一部を國債、貯蓄債券又は報國債券で支
給した金額は四千八百五十餘萬圓に上つてゐる。



新商道徳樹立運動

(一)

支那事變勃發以來既に滿四年にならうと
し、その間政府は着々總動員體制の整備に
努めてきた。即ち物資の需給調整、物價統
制、貿易統制、勞務統制、或ひは交通運輸
の統制等の各種施設を講じて戰時體制を強
化して來たのである。

幸ひにして官民一致の協力により、我が
國の戰時體制は着々と實現しつつあるが、
しかし未だ一部には依然として時局に目覺
めない反國家的犯罪が跡を斷たず、特に經
済統制の分野において聞くも、忌はしい闇取
引など、種々面白くない問題を惹起してゐる
のは寒心に堪へない。こゝにおいて政府は前
議會の協賛を経て、國家總動員法、輸出入

品等臨時措置ニ關スル法律及び刑法等を改

正して經濟事犯に對する罰則の強化をはか
つたが、しかし根本は國民精神作興、國民
道徳振作の如何に懸つた問題である。國民
が法の權威を重んじ、國家の統制法規を
守り、自ら進んで統制の円滑な遂行のた
めに協力するといふことではなければ、如何
に法律を繁くし、刑罰を嚴にしてみても、統
制はその目的を達することができず、ひい
ては國家總力の發揮に障害を來すわけであ
る。この意味から、いはゆる戰時經濟道徳
の確立振作を目標として、今般官民協力し
て新商道徳の樹立運動を實施することにな
つたのである。この運動の實施のためには政
府及び各道府縣と商業報國會中央本部、中

(二)

央物價統制協力會議等とが緊密に提携し
て、廣く商工業者一般及び消費者一般に對
して「賣手の道徳、買手の道徳」、言ひ換へ
れば戰時にふさはしい商工業者、消費者の
心構へを確立したいと念願してゐるので
ある。

では戰時にふさはしい商道徳或ひは消費
者の心構へとは如何なるものであらうか。
こゝにたま／＼商工業者、商業報國會中央本
部、中央物價統制協力會議及び東京日日新
聞社に募集を依頼して得た標語があるか
ら、これについて説明を加へて一般の御參
考に供したい。

●賣つてやる買つてやる氣は捨てませう
●賣るにも買ふにも分け合ふ心

今日一般的に日常生活の消費物資が不足
勝であるため、買手よりも賣手の方が強く
なり、商人の方がお客より鼻息が荒いとい
ふ傾向を生じ、顧客へ親切第一といふ商人

の美徳が失はれかけてゐるのは悲しむべき

ことである。最早、商人はたゞ賣つて儲け
さへすればよいといふ時代は過ぎたのであ
る。新らしい時代の商人には國民生活に必
要な物資を正しく親切に國民のために配給
するといふ重大な國家的職責が負はされ
てゐるのである。消費者の弱味に乗じて、
賣つてやるから有難く思へといふやうな態
度にする商人があるとすれば、その態度は
この際、斷然是正されなければならない。
また消費者の側においても、商人が乏しい
物資を公正に配給するために並々ならぬ努
力を拂つてゐる點を十分認識せねばならな
い。商人と消費者とがお互ひに以上の點を
よく考へ、理解し合ひさへすれば最近しば
しば巷間に見られるやうな兩者間のとげと
げしい空氣は解消し、こゝやかに取引され
るやうになるであらう。そこで初めて
●笑顏の賣手に笑顏の買手
となるわけである。

勿論、こゝやかな取引は、同時に正しい

取引を意味してゐることは、いふまでもな
い。それは公道價格を守り、物價の消費に
ついでに種々の法令を守り、要するに法に
従つて取引するのだからなければならない。
商人においては公道價格違反をなすべから
ざるは勿論のこと、買占め或ひは賣惜みを
して巨利を博さうと企てたり、また消費者
の方でも、他人の迷惑を顧みず、必要と思
ふものを買占め等のはたごひの事柄
は小であつても、それが全社會に及ぼす害
悪を考へる時、その罪は誠に重大であるとい
ふべく、國民の中一人でもこのやうな不心
得をする者があつてはならない。我々は商
人であり消費者である前に、先づ日本人で
あるといふ自覺を深めねばならない。かく
てこそ初めて闇取引などといふ忌はしい言
葉も存在の餘地がなくなるであらう。
●日の丸を仰ぐ心に闇は無し
といふ氣持でなければならぬ。

かくて商工業者も消費者も一致して正し

い取引をしてゆくならば、これこそ殊後國
民として國家に對する何よりの御奉公であ
り、國家の戰時體制の強化にも貢獻し得
ることになるのである。いはゆる
●商道を正しく踏んで御奉公
といふ精神がこれであつて、この精神によ
つて、
●正しい賣買伸び行く日本
が實現されるのである。
一億一心、波私奉公の誠をもつて國に盡
すといふことは殊後國民の最大の義務であ
ることは今さららしく言ふ必要もないこと
で、國民が日々實踐してゐる事實である。
わが國は古來山川風土の美を以て聞えて
ゐる。しかし春堤の櫻花よりも秋山の紅葉よ
りも更に美しいのは我が國體の美しさであ
り、國民の愛國精神の美しさである。商工
大臣賞を授けられた一等入選標語に曰く
●商道に映せ日本の美しさ



最近發明界の話題

(下)

特許局

有機ガラスの話

その昔フェニキアのベリニム河畔で、行商人の手に奇異な一片として拾ひ上げられたガラスは、透明な剛體で空気に熱、濕氣、光、化學藥品等に對し安定であり、しかも加熱によつて任意の粘稠度のものとなり、自由に各種の形状に手工できるといふ得難い特徴のために、その後いろいろと改良、研究されて、今日のガラス

工業が確立され、われわれの文化生活には缺くことのできぬ物品となつてきた。しかし従來のガラスは一面衝撃に對しては非常に弱く、しかも一度破壊されると尖銳な破片となつて飛散し、大きな被害を與へること、比重が大(約二・五)であることの大缺點があるために、今日の發達した文化に對して十分な満足と與へることは出来ない。殊に急速な發達を遂げた航空機とか、自動車用の窓ガ

ラス、その他衝撃を受けて破壊飛散するのを極力避けなければならぬものには、輕くて毀れないガラス様

の透明體が非常に要求されて來たのである。この要望に應へて現はれたのが即ち有機ガラスである。有機ガラスはその名の示すとほり有機質からなり、無機質である普通のガラスとは成分を全く異にしてゐる。その比重は概ね普通のガラスの二分の程度で、強靱性が大きい上に着色や成形が容易であり、また紫外線をよく透過し熱、濕氣、化學藥

品等に對して可成り安定で、しかも透明度が普通のガラスに匹敵してゐるといふ特性をもつてゐるので、普通のガラスに比べて高價ではあるが、輕くて強いガラスとして飛行機その他の窓ガラスに盛んに利用されるやうになつてきたのである。以下、有機ガラスと呼ばれるもの(二、三)について簡単に説明しよう。

一、尿素樹脂製品

これは數年來工業的に生産されて世人の注目をひくやうになつたもので、尿素とホルマリンとの縮合により造られる液狀物を注型して造るか、または粉狀縮合物を加熱加壓して造られる。従つて名前に尿といふ字を持つてゐても、別に臭くも穢く

もない。それどころか、パラソルの握柄に水晶のやうに美しく輝いたり、或ひは蟲や花を彫封してブローチ等に造られる。

外觀が前記の尿素樹脂製品によく似た、透明なしかも弾力性の非常に強い綺麗なものである。比重は一・三五位で、醋酸ヴィニールを原料とした方の製品は軟化點が低い(攝氏五〇―六五度)缺點があるが、機關銃の弾が當つてもなかく通らない。しかもセルロイドのやうに卷くことも出来、防弾ガラス、弾性ガラスが造られ、そのほか容器類等に用ひられてゐる。

二、醋酸又は鹽化ヴィニール樹脂製品

醋酸ヴィニールか、または鹽化ヴィニールに、光や熱を作用させて得られる粒狀粉末を、型に入れ加熱加壓して造る新しい樹脂製品で、

三、スチロール樹脂製品

スチロールを重合して得られる粉狀物を加熱加壓して成型した新しい樹脂製品で、比重は一・〇五、非常に強くまた相當の弾性もあるが、軟化點が低いこと、高價であるため

にまだガラス代用として広く利用されるまでにはなつてゐない。

四、メタアクリレート樹脂製品

これはアセトンから誘導して作られるもので、現在ある有機ガラスの中で最も優秀な特性を持つてをり、軽くて強いガラスとして現在航空機の窓ガラスには不可欠なものになつてゐる。

比重は一・二八—一・二〇、電気絶縁性に富み、抗張力、衝撃抵抗が甚だ大きく、化学的に安定である外、細工が容易で、挽くことも、彫刻することも、孔を穿つことも、磨くことも出来、またセルロイドのやうに屈撓できるにも拘はらず不燃性である等の特徴があるので、航空機の窓



※示を性操可の(品製樹トーレリクアアメ)スラガ機有は業京

ガラスとして盛んに利用されるのも当然である。

代用繊維の話

わが國纖維工業界の王座を占める蠶絲業も國際危局の波瀾に押され、遂に従来の輸出第一主義を放棄して、その一部を國內需要に充當し、斯業の安定を圖らなければならなくなつたが、これと同時に棉花、羊毛の輸入が困難になつたために代替品、ス・フその他の新興纖維の勃興を必要とし、しかもス・フの原料である木材パルプの輸入停止のために國內資源による自給自足の必要に迫られるなど、わが國纖維工業界は未曾有の一大轉換期に逢着したのであ

る。

それではパルプの輸入停止に對處する技術的方策はどうか。パルプ以外のものから纖維を作るにはどんな方法があるか。生絲を國內需要、殊に棉花、羊毛の代用品とするにはどうすればよいであらうか。

ス・フが國策纖維の名で吾々の日常生活に密接な關係をもつやうになつたのは、支那事變勃發以來のことである。これは事變勃發と共に従來海外に供給源を求めてゐた棉花、羊毛の輸入が困難になり、代用纖維を確保せねばならなくなつたためであるが、ス・フはパルプを原料とするもので、このパルプがまたその大部分を海外に仰いでゐる關係上、餘りふんだんに使ふことはできない。

そこで、我が國では國際收支の調整上、最近パルプの輸入を制限すると同時に、國産パルプの増産計畫を立て、パルプの自給自足を圖ることになつたが、従来の針葉樹パルプだけで需要を充つことはまだ不十分であつて、その他に潤葉樹パルプの國産化良質化を圖る研究、或ひは

藁類、竹、バガス、高粱、蘆、大豆の莖、根莖など種々多量なものから代用パルプを作る研究が俄かに盛んになり、特許出願も多數に上つてゐる。特に棉花、羊毛の代用對策として

は、イチビ、カラムシ等麻屬の植物、桑、藤、蘭草、海藻、甘藷の莖など山野にあるあらゆる植物が對象物として涉獵されてゐる。これらは全國的に散布する中小の織物工場

に重要な纖維の代用資源を提供してゐる現状であつて、その特許出願も昨昭和十五年だけで六百餘件に達する盛況である。

以上のパルプまたは棉花、羊毛の代用對策は凡て纖維素含有原料から纖維を再生するものであるから、別に目新らしいものとはいへないが、最近纖維素を全然含まないものから纖維を化學的に合成することが考へられ、世人の注目をひいてゐるものに、米國のナイロン、ヴィニロン、ドイツのP・C・ファイバー等があり、わが國にもこれに對抗するものとして財團法人日本化學研究所の「合成一號」、鐘ヶ淵紡績株式會社のカネビアン等がある。ナイロンは米國のデュポン會社の

製品で「石炭と空気が水とから作る」といふ宣傳と、日本の絹織に對抗する強敵であるといふので、わが國でも大分やかましい問題になつたものである。その絹は非常に細くまた強度の大きいこと、耐水、耐熱、耐化学薬品性が大きいこと等の特徴があるが、絹が柔か過ぎ、染色が困難で、絹や羊毛に比べて保温性が少く、また値段の高いことなどの缺點がある。

ナイロンは果して絹織の強敵であるか。これに對してはつきりしたことは勿論いへないが、絹の風味その他天然絹織に及ばないところがあり、生産高がまだ少く、價格が高い點で、今すぐ生絲の向ふを張ることには出来ないから、さして驚く必要はないが、その獨特の性質、例へば耐水、耐熱、耐化学薬品性等を特に必要とする用途に對してはそれだけの強味を持つものであり、今後の改良研究がどの程度に天然絹織に肉迫するかが問題になるのである。

ナイロンと同様の性質をもつものにヴィニロン(米國のカイバード・カーボン化学工業會社製)、P・C・ファイバー(ドイツのイー・ゲー會社製)等がある。これ等はアセチレンと鹽酸から誘導して作るもので、ナイロンが石炭と水と空気が作られるものと云ふならば、これは石炭と石灰から作られる合成纖維といふことが出来る。

一方、わが國の合成纖維工業界はどうかといふと、前に述べた「合成

一號」、カネビアン等をあげることが出来、その性質は絹織に似てゐるが、専ら棉花、羊毛の代用品になるやうに研究が進められ、それ／＼工業化に向つて努力してゐる。

ナイロンその他が天然絹織の輸入防遏の對策として米國で研究されたのに對し、「合成一號」、カネビアン等が羊毛類等の輸入困難に對抗する意味で研究されてゐることはまことに面白い對照で、こゝにも經濟戰の背景として智識戰が華々しい戦線を展開してゐるのである。

なほ、纖維素を含有しない原料から纖維を作り出すものには、大豆の蛋白、牛乳の蛋白、魚肉の蛋白、海藻の蛋白、ゼラチン、或ひは蝦や蟹の甲殻から採れるキチン質等から織

維を作り出すものがあるが、わが國では大豆の蛋白を原料とするもの以外は、原料の供給量その他經濟的な理由のために、まだ工業化の域に達せず、學究的興味の中におかれてゐるものが多い。すなはち世界總産額の八割までを占めてゐる滿洲大豆に恵まれた我が國で、大豆蛋白から人造羊毛を作ることには經濟的に有望なばかりでなく、國策的にも重大な意義を持つもので、例へば、シルクワール等がそれである。また牛乳の蛋白から纖維を作るものには、イタリーのラニタールが著名だが、これも牛乳を豊富に入手出来るイタリーだからこそ工業化の意義を有するのであつて、牛乳の少い我が國では問題にならない。また、その他のもの、例

へば魚肉の蛋白、海藻の蛋白等から纖維を作ることは、經濟的な理由のために現在直ぐに工業化されぬかも知れないが、これらの供給源が豊富になり、その副産物が多角形的に工業化され、採算がとれるやうになれば、その將來性は十分期待でき、今後この方面の研究は決して等閑に附さるべきものではない。

最後に問題としてとり上げねばならないことは、天然絹織の擬毛化の問題、即ち絹織を羊毛代用品として國內需要に充當することである。

いふまでもなく、我が國の蠶絲業は輸出貿易の大宗をなすもので、その輸出先は米國が最も多いが、現下の緊迫した國際情勢の下ではこの對米輸出が極めて困難であるばかりで

なく、これに依存してゐることは出来なない。政府としては生絲の輸出振興策を怠ることは勿論できないが、その滞荷を一部は國內需要に充てて棉花、羊毛の輸入不足に充當する處置を採ることもまた必要なのであつて、國內生絲は銷仙のやうな實用方面に用途を擴大すると同時に、繭の相當量は生絲にしないで短い纖維としてス・フその他の纖維と混用させる方策が採られ、特に羊毛代用の目的に對しては絹織を擬毛化する必要が起つたのである。

元來蠶の口から吐き出されたまゝの絲は、心條になる一本のフィブロインとこれを包圍するセリシン(共に蛋白質のもの)から成つてゐる。蠶の口から吐き出されたまゝのセリシ

シは暫くの間は柔かくて膠着性を持つてゐるが、時間がたつにつれて固まり、糸の腰を強くする性質をもつてゐるので、従来生絲を作る場合にはこのセリシンを洗ひ落して、糸に柔軟性を與へてゐたのである。ところが絹織物を羊毛代用として用ひるためには、このセリシンを洗ひ落さず、寧ろそのまま定着させることが必要で、絹織物を膨脹させ、セリシンの外被に罅割を作つた後、セリシンを定着させて、表面に亀裂のあるゴワ／＼した羊毛と同様の性質を與へる方法が特殊なセリシン定着法としてよく使用されてゐる。

以上、わが國纖維工業界の新傾向に順應する新しい分野の一端に關して簡単に説明したが、棉花、羊毛或ひはバルブの輸入杜絶、天然絹絲の輸出困難等、わが國纖維工業界の前途は決して従前のやうに安易なものではなく、そこには幾多の荆棘が待ちかまへてゐるのであるが、獨伊がよく人造纖維界の振興によつて物資不足を補ひながら輝かしい戦果を収めてゐるのに思ひを致すならば、わが國纖維工業界も智識陣の劃期的な振興によつて、この荆棘の路を切りひらいて行かねばならない。

訂正

編輯部三九五月七日號所載「最近獨逸の新聞」の中二六頁三段より三行目「ブレート」は「ブレイ」の誤りにつき訂正願ひます。

週報叢書 第八輯 「翼賛議會の總決算」

議會は内外の情勢を映し出す鏡である。これをのぞけば世界の動きも、日本の姿もはつきりと浮き上る。では、翼賛議會といはれた第七十六議會の總決算はどうか。法律案、豫算案全部の解説、重要質疑應答を加へた翼賛議會の便覧が本書である。

一 内 容

- ▽概観
- ▽法律案の解説 八十七件に上る政府提出法律案全部を解説し、殆んど大部分のものについて法文を附し、重要な法案については貴衆兩院で行はれた質疑應答を補足附記した。
- ▽豫算の解説 總計百二十二億に上る老大な昭和十六年度豫算を總論、各省別に亘つて解説してゐる。
- ▽各國務大臣の演説
- ▽重要質疑應答
- ▽議會日誌 定價六十錢 B0 約七百頁

文部省推薦圖書紹介

- ◇**童話集 白い歯** (小出正吾著) 本書は著者が過去十数年間に創作した童話の代表的なもの八篇を集めたもので、いづれも子供の生活の實際に取材した明るい希望に満ちた童話である。國民學校四年生以上向き。(新四六頁二四〇頁 定價二圓 發行東京市港區小島町一ノ七金の星社)
- ◇**マルイセカイ** この繪本は、物の形の中で幼児が最初に理解する基本形態としての「マル」を原料とした生物の場所から求めて、七葉の繪にしたものである。六・七才の幼児向き。(一四四頁 定價二〇錢 發行大阪市西區津守町五丁目五五の星社)
- ◇**オヒサマエホン** オソラトバウヨ (西田稔編輯) この繪本はグライダーの説明を中心に、他に子供の折紙の飛行機遊び、防空演習の場面などを收めてあり、幼い子供達の心を大空に向けさせると共に科學的生活の芽生を培ふ有意義な繪本である。國民學校入學前後の児童向き。(一八四頁 定價二〇錢 發行東京市日本橋區馬町九正社)
- ◇**明治天皇御製繪抄** (花田大五郎著)

本書は和歌山高等商業學校に於て著者が卒業期の學生に御製の一部を講解したものを、更に校訂して解釋と感想を添へ、教育報國の一端にしよと編まれたもので、日夜奉誦し實踐躬行すべき約七十首の御製を講解してゐる。(新六四頁一六四頁 定價五〇錢 發行東京市小石川白山町四丁目七子文書社)

◇**養育のこころ** (この本の編者と教養) (養育會編) 養育會關係の醫師、心理學者などが分擔執筆の形式で、子供の保健、教養に關する科學的指針を平易に母親及び將來母たるべき人々のために述べた育児參考書である。(四六四頁 定價一圓 發行東京市神田區錦町一丁目一番地養育會 振替東京三二五五五番)

◇**近代支那と英吉利** (百瀬弘・沼田綱雄共著) 英國の對支活動を政治、經濟、文化の三方面から觀察し、その活動により如何に支那が推移して行つたかを述べたもので、現代の叙述は簡單であるが、著者の非常に綿密な觀察と透徹な理論を以て極めて平易に叙述されてゐる。支那を現状の如き立場に至らしめたものは歐米諸國の活動であり、その尤なるものとしての

教學局選讀圖書

- ◇**國語學史** (時枝誠記著) 本書は曾て岩波講座「日本文學」に收められたものを増補訂正したものであつて、第一部序論、第二部研究史からなつてゐる。(新二六七頁 定價二圓三〇錢 送料一〇錢 發行東京市神田區一ツ橋三ノ三岩波書店 振替東京二六四〇番)
- ◇**平田篤胤** (山本孝雄著) 本書は國學の學統を繼いで今日四大人の一人として仰がれる平田篤胤の業績を世に紹介する目的を以て編まれたものである。(新三三六頁 定價二圓 送料一〇錢 發行東京市日本橋區區町ア五寶文館 振替東京二八〇番)
- ◇**興亞國民東洋史** (右富義著) 本書は序説、本論、外論、附録の四部よりなつてをり、序説に於ては東洋の語義、東洋史の意義などを述べ、本論に於ては古代より現代に至る迄を五編に分つて、各國民族の興亡を述べてゐる。(新四八六頁 定價三圓八〇錢 送料一四錢 發行東京市四谷區神三ノ三同文館 振替東京二二二六番)



蠶絲の價格統制について

農林省蠶絲局

一 既往の繭及び生絲の價格

我が國の蠶絲業は、從來輸出に依存して經營されてきた關係上、繭及び生絲の價格は主として生絲の主要輸出先である米國の景氣の消長によつて左右されて來た。即ち米國における景氣の盛衰は、直ちに同國における絹製品の需要の増減となつて生絲の價格に響き、更にその影響は直接繭の價格に及ぶといふ状態で、これらの價格は全く需要價格であつた。時に内地消費が非常に旺盛となり、國内生絲の價格が昂騰して輸出生絲の價格の騰勢を助長したやうな事例も多少はあるが、これとても需要價格である點は前の場合と變りない。即ちその價格には生産者たる養蠶業者、製絲業者等の立場は何等考慮されることなく、専ら需要者の

都合で決まるのであるから、生産者は時に思はぬ利益を得ることがある反面、不測の損失を蒙ることがあり、その經營は甚だしく投機的で事業の安定性が極めて乏しかつた。

以上は繭及び生絲の價格を外部から概括的に見た場合のことであるが、更にこれを蠶絲業の内面から觀察してみると、絲價と繭價とは必ずしも常に均衡を保つとは限らず、種々の原因から生絲安、繭高或ひは生絲高、繭安等の現象がしばしば起り、殊に近時蠶品種の改良、製絲技術の進歩等による製絲能率の増進と、産繭額の減少傾向等のために、製絲設備に對する原料繭の數量が著るしく不足を告げるに至つた結果、繭價が絲價を上廻るやうな傾向が次第に甚だしくなつて、製絲業の經營に少からぬ脅威を與へることになつた。

二 絲價の維持安定施設

昭和十二年に絲價安定施設法が實施されるまでは、生絲の價格は全く自由に放任されてあつたため、その騰落が甚だしく、一朝暴落に遭ふと當業者の苦痛困憊は實に深刻なものがあつた。政府はその都度、當業者に操業短縮、共同保管等を行はせ、或ひは政府補償の下に資金の融通を圖り、或ひは特殊の機關を設けて生絲の買上げを行はせ、或ひは政府自ら滞貨生絲を買取る等の方法を講じ、絲價の維持に努めてきたが、これ等の施設は勿論應急的の措置であるから、その効果の永續を期待することは不可能であつた。斯くて絲價の異常な騰落を防止し、蠶絲業の基礎を安定さすべき根本對策の樹立が痛感されるに至り、政府は昭和十二年四月に絲價安定施設法を制定し、その運用資金として七千萬圓の特別會計を設定し、これは本年度から二億五千萬圓に増額されたことに絲價安定の恒久的施設が確立したのである。この施設の骨子は、要するに輸出生絲に制高値(標準賣價)と制低値(標準買入價)を設け、絲價がこの

制定値以下に下落せんとする場合は、政府で生絲の買入を行ひ、また制高値を超えて騰貴せんとするときは、その所有生絲を賣却して、絲價を常に一定値中の範圍に安定させるにある。從來しばしば行はれた絲價安定策は専ら安値支へだけを目的としたのに對し、この施設ではそれだけでなく、或る程度以上の高値をも抑制することに注目すべき點で、これはその後、人造纖維が著るしく發達し絲價が無制限に昂騰することは、競争上非常な不利を蒙るやうな情勢となつた結果にほかならない。

昭和十六生絲年度(昭和十六年六月)産生絲の制高値は白十四中D格百斤千七百圓で、制低値は未決定であるが、別に補充買入の規定により、政府は制高値の一定限度以内の價格で生絲の補充買入が出来ることになつてゐる。昨年夏以降の絲價低落に際し、政府は補充買入價格(俗に掘入價格といはれてゐる)千三百五十圓で生絲の買入れを行ひ(ほかに帝國蠶絲株式會社に相當量の買入を行はしめた)、絲價の低落阻止の目的を達したことは周知の通りである。

三 繭價安定策と適正化施設

繭の價格も前述のやうに大體生絲の價格に伴つて騰落を繰り返し、不安定な状態が久しく續いて來た。殊に昭和五年の經濟恐慌から支那事變當初までの繭價は漸して低調で、生産費を下廻ることが多く、時に一貫匁二圓臺といふやうな安値さへ示し、養蠶農家は非常な困難に陥つた。政府は前述した繭價の維持安定策によつて間接に繭價の維持に努めたほか、養蠶應急資金の融通、桑園の整理改植助成、乾繭保管の奨励等の應急措置を講じ、繭價の維持と養蠶農家の救済に努めたが、昭和十二年繭價安定施設法の實施により、繭價の安定とともに繭價もほど小康を得るに至つた。

また繭價と不均衡な繭價の出現を防止し且つ繭價の適正を期するとともに、繭質の改善に資する目的で、政府は昭和六年以降繭の檢定格付を奨励し（昭和十五年二月から強制となつた）、一方、府縣に養蠶、製絲兩業者その他組織する繭價協定委員會を設置させ、一定期間の繭價、生絲

生産費、適正利潤等を基準として、合理的に算出した標準掛目を協定させ、右の檢定格付の結果と照合して適正な繭價を決定させることにしたが、更に一步を進めて昭和十五年には、日本中央蠶絲會に繭掛目協定基準審議會を設置させ、各府縣の掛目協定の基準となるべき事項を審議決定させ、これを各府縣に指示して掛目協定の統一、圓滑に努めたのである。

四 蠶絲業の全面的統制施設

繭絲價の維持安定とその適正化の方策として、從來政府の實施して來た施設は概ね上述の通りであるが、最近、ナイロンその他高級人造纖維の進出、生絲輸出數量の減少傾向などに加へて、支那事變を契機とする我が東亞共榮圈建設の國是の遂行と日獨伊三國同盟を基調とする樞軸外交の推進により、國際政局の動向は著るしく緊迫の度を加へるに至つたので、こゝに蠶絲業は一大轉換をする必要に迫られて來た。即ち今後の蠶絲業は從來の輸出依存を脱却し、勿論輸出の維持には努めるが、一面、國內纖維資源の

供給に重點を置き、生産と配給の計畫化を圖るとともに、經營内部の缺陷を除き、生産費の低減と價格の適正を期し、最悪の事態に直面しても動することのないやうに態勢を整備して、蠶絲業の基礎を強化安定させることが急務であり、そのためには斯業の運営を全面的に統制すべき機構の樹立が是非とも必要となつて來た。そこで政府はこの目的を達するため、去る第七十六回帝國議會の協賛を経て蠶絲業統制法を制定し、また本法運用の中樞機關とする意圖から日本蠶絲統制株式會社の設立を計畫し、同社は五月七日創立總會を開き、爾後着々と諸般の手續を進め、本春蠶期から事業を開始する運びとなつてゐる。

五 統制下における蠶絲の價格

蠶絲業統制法の實施により、蠶種、繭及び生絲は我が國內地で生産されるものと、輸入または移入されるものとを問はず、特別の場合を除いてすべて日本蠶絲統制株式會社で一手に買入と賣渡をすることになり（但し輸出製絲業者は農林大臣の許可を受ければ、その製造した輸出生絲を從來通

り自由販賣し得る途が開かれてゐる）、その標準價格は農林大臣が蠶絲委員會に諮問して、それら蠶種、繭及び生絲の生産費を基準とし、蠶絲の需給状況、物價その他の經濟事情を參照して決定することになつた。即ち從來久しく需價格の埒内にあつて不安動搖を重ねてきた繭及び生絲の價格は、初めて供給價格の地位に轉換し、生産者の利益はこゝに確保されることになつたが、この點は今回の蠶絲業統制施設における最も注目すべき重點である（蠶種の價格は從來でも大體供給價格の性質を多分に持つてゐた）。右の建前に従つて、昭和十六年産の蠶種及び繭並びに昭和十六年生絲年度産生絲の標準價格は、去る四月二十六日農林大臣官邸で開催された第一回蠶絲委員會で、左の通り決定を見た。

- 一 蠶種（日本種母體）
 - 標準買入價格 一瓦 十八錢
 - 標準賣渡價格 一瓦 二十二錢
- 二 繭（白生繭にして絲價格、解舒格共に三等のもの）
 - 標準買入價格 六十掛

標準賣渡價格 六十一掛

三 生 絲

標準買入價格

白二十一中D格(國用十貫) 七五四十八圓

標準賣渡價格

白二十一中D格(國用十貫) 九百圓

生絲需給狀況により農林大臣特に必要ありと認むるときは右標準賣渡價格はその上値一割に相當する額と下値一割に相當する額との範圍内においてこれを改定し得るものとす

輸出製絲業者がその製造したる輸出生絲を一括して日本蠶絲統制株式會社に賣渡す場合における會社の標準買入價格は白十四中D格(百斤)に付千二百六十六圓とす

右の標準買入價格または標準賣渡價格は、日本蠶絲統制株式會社が買入または賣渡をする場合の基準となるべきものであつて、蠶種、繭及び生絲にはそれ／＼異つた種別があり、更に繭及び生絲には檢定または檢査の結果に基づき、その品質によつて種々の格がつけられるので、これ等

の種類別または繭格、絲格別の具體的な賣買價格は、日本蠶絲統制株式會社に特別の委員會を設け、右の標準價格を基準とし、從來の取引事情その他を參照して、それ／＼適正な價格を決定、農林大臣の認可を受けさせることになつてゐる。

六 標準價格の決定事情

前述の蠶種、繭及び生絲の標準買入價格は、何れもそれぞれの中庸生産費に適正と認められる利潤または收益を見込んで決定されたものだが、右の内で繭は特に主要食糧農作物との收益の均衡に重點をおいた點に特色がある。これ等の價格は必ず統制會社が買取る價格であり、國際情勢等の如何に拘はらず相當期間据置かれる筈であるから、生産者は今後思はぬ儲けもなくなる代りに、不測の損失を蒙ることも絶無となり、從來のやうな事業の投機性が除かれ、經營の基礎は著しく安定をみることになるものと思はれる。

また標準賣渡價格は、蠶種については標準買入價格に換

備蠶種代(配給の円滑を期するため販賣豫定數量よりも一割五分程度餘分に買入れるための代金)、配給費及び蠶作補償積立金を加算したものであり、また繭はその標準買入價格に統制會社の取扱經費と繭檢定に要する費用等を加算したものである。また生絲は國用生絲のみにつき、大體當時の時價を基準として決定されたもので、これは時價と餘り懸隔のある賣渡價格を定めることは取引を混亂させるのみならず、輸出生絲の價格に悪影響を及ぼす虞があるからで、またこれに上下各一割の値巾を設けたのは今後の需給狀況に即應させるためである。而してこの國用生絲の賣渡價格と買入價格の差額は、大部分短纖維用繭(特殊の處理を行ひ短い繭纖維を造り羊毛や綿の代用に供するもの)に對する價格の補給財源と繭絲價格安定資金等に充當されるものである。

なほ、輸出生絲について標準賣渡價格を決定しなかつたのは、輸出商品の性質上、海外における需給狀況に即應する弾力性のある價格として置くことが必要であつて、時價によつて取引されるのが當然だからである。しかし前述のやうに輸出生絲には絲價安定施設法でその制高値が千七

百圓と定められてあり、一面、蠶絲業統制法施行規則による維持價格(自由販賣を許可されてゐる製絲業者その他から統制會社が輸出生絲を買入れる價格、前述の挺入價格に相當するもの)が先般の蠶絲委員會で千三百五十圓と決定したので、この値巾の範圍で安定をみるものと信ぜられる。

寫 眞 週 報 (五月二十一日發行)

海軍記念日特輯

- ☆確信を肩宇に軍令部總長永野修身大將
- ☆黒潮をのむわが艦隊 ☆天空を截る海軍航空隊
- ☆治に於て亂を忘れず訓練にはけむ上海陸戰隊
- ☆雲低き太平洋 (續物)
- ☆海陸に羽ばたく海の荒鷲 (續物)
- ☆ドイツの雜誌に紹介されてゐる帝國海軍
- ▽日、佛印、タイの握り合ふ三つの手 (續物)
- ▽大東亞留學生座談會 (下)
- ▽伊藤情報局長裁外國交團を土俵に招待
- ▽農村機甲部隊
- ▽次代蒸機建設隊

昭和十五年度の國民貯蓄の實績 百二十八億一千七百萬圓に達す

去る三月に終つた昭和十五年度の國民貯蓄の増加實績は、まだ年度の終らぬうちから全國民に多大の關心を持たれてゐたが、この程その調査が出来上つた。その結果は豫想に達せず目標額百二十億圓を遙かに突破して百二十八億一千七百萬圓に上る成績を收め得たことは、後國民の氣力が貯蓄の上にも如實に示されたものであつて、邦家のため同慶に堪へない。

この金額は左頁の表に見る通り、昭和十四年度の増加額百二億二百萬圓に比べると實に二十六億二千五百萬圓、即ち二割五分強の増加に當つてゐる。昭和十五年

度には、國債の發行額も生産力擴張も、國際情勢の緊迫化に伴つて豫定額より増加したのであるが、國民貯蓄が以上のやうな成績を收めたので大體順調に明ふことが出来たわけである。

しかし、一ヶ年を通じて見たこの成績も、その跡をふり返つて見ると決して平坦な道を歩んでゐるのではない。昨年の夏から秋の初めにかけて、種々の原因から預金の増勢が著しく鈍化し、非常な困難に遭遇したことは何人も記憶に新たなところであらう。また今年の一月以降の成績も、たとへ季節的に鈍化の時期であるにしても、決して満足すべきものではな

かつた。かやうに仔細に検討してみると、きその間に幾多の波瀾消長があつた。資金計畫の上からいへば、一年を通じてしつかりした足取りで増加するのが最も望ましいのであるから、今後はその心構へで、例月もふらず一路邁進して昨年度のやうに困難を克服してゆきたい。

昨年度百二十億圓の貯蓄増加目標額は、今年度は更に引上げられて、百三十五億圓となつた。昨年度以降に緊迫化した國際情勢に對處し高度國防國家體制の急速な整備に應じて決定されたこの目標額百三十五億圓は、今年度中に達成しなければならぬ最少限の額である。

この目標額からいつても、また今年一月以降の成績からいつても、昨年度の成績をもつて決して今後を樂觀することは出来ないであつて、全國民の氣構へも事態に應じて一段と引しめなければならぬ。さうして勤勞の強化に、生活の刷新

にあらゆる方面において組織的な、合理的な、根強い貯蓄源泉の生み出し、方法を工夫して、明春には更に輝かしい成果を收め、事變下財政經濟に磐石の基礎を築きたい。

今年度は百三十五億圓 六月に貯蓄強調週間

なほ、今十六年度は百三十五億圓の國

昭和十五年度貯蓄増加高調 (單位百萬圓)

年 度 別	郵便貯蓄	簡易貯蓄	貯蓄銀行	信託貯蓄	無償貯蓄	小計	直接貯蓄	計
昭和十五年度	一七、七	三、三	八、四	二、五	三、三	一六、二	一、九	一八、一
昭和十四年度	一六、四	二、七	五、四	二、九	二、九	一四、三	一、七	一六、〇

(備考)

- 一、郵便貯蓄金及び銀行貯蓄金の増加は之を除く。
- 二、金融機關五間の預け金は之を預入金融機關貯蓄金中より控除す。
- 三、直接貯蓄投資増加は當該期間中に於ける國債、地方債、株式等の増加額(発行高より償還高を控除せるもの)より各種金融機關所有國債及有價証券保有金並政府所有國債の増加高を控除す。

民貯蓄の増加を目標として貯蓄運動を展開してゐるが、國民貯蓄獎勵局では六月二十日から二十六日に亘つて、「百三十五億貯蓄強調週間」を実施することになつた。

その実施事項は左の如くで、「昭和十六年度國民貯蓄獎勵要綱」及び「昭和十六年度國民貯蓄獎勵實施要目」に基づき國民貯蓄實踐運動の強化推進することにな

- (1) 戦時生活徹底の實を擧げるため、これに關する具體的實施事項を決定しこれを勵行すること
- (2) 國民貯蓄組合法制定の趣旨並びにこれが運用方針の周知徹底を圖り、組合貯蓄の倍加及び貯蓄標準の適正化に努めると共に組合未結成の總無を期すること
- (3) 市町村、會社工場、商工關係團體、農林水産關係團體、金融機關團體及び國民貯蓄組合等の貯蓄増加目標額達成のため具體的計畫を樹立せしめること
- (4) 金融機關をして貯蓄性資金、殊に國民貯蓄組合法の運用による預貯金の吸收に努めしむること
- (5) 上半期實與高率貯蓄及び實與國債支給運動の趣旨徹底を圖ること

— 國民貯蓄獎勵局 —

四月中旬 五月上旬 海軍作戦の戦果

大本營海軍報道部

四月

航空部隊

四月中、航空部隊は中南支方面に活躍し、浙江・福建沿岸に陸軍部隊と協力して行動したが、奥地方面の爆撃も続行してますます敵に痛撃を加へた。

中南支方面 安徽省においては、一日池州附近、二日石門街、四日安慶西方堯渡街、六日景徳鎮、七日桐城を、湖南省においては一日、七日辰谿、九日長沙を、浙東沿岸においては七日、寧海・吳家埠、九日象山附近をそれぞれ攻撃、敵軍事施設・軍事據點・軍需品倉庫・陣地および軍官學校等を完膚なきまでに爆撃または炎上させた。

續いて十九日、二十日の兩日にわたり浙江福建沿岸の奇襲上陸作戦に参加し、鎮海・石浦・海門・温州・福州等におが軍の上陸後は空陸作戦の妙を發揮し、陸軍部隊前面の敵を反復爆撃したほか、金門・長門の兩砲臺を爆撃した。

なほ十九日以後、水上部隊は終日海門・石津・瑞安・半浦・温州など各地において敵陣地および軍事施設を攻撃し、緊密適切に陸軍部隊の進撃に協力した。また浙江・江西・安徽省の三省にわたり浙贛ルートの要衝を撃破し、一方浙江省海岸一帯における巧みに偽裝隱蔽した敵の陣地や、砲臺などに對して直撃弾を浴せ、いづれも潰滅させ、中支方面で衡陽をはじめ實に四十五箇所の廣範圍にわたり、多數の精銳編隊をもつて敵軍事施設・兵營・軍用倉庫・驛附屬設備を完膚なきまでに爆撃し、特に海岸

主要砲臺に巨弾を浴せて潰滅し、今次浙江各地における上陸作戦に寄與すること甚大であつた。その後絶えず陸海前面の敵を爆撃潰走させ、敵の戦力に多大の損害を與へ、ついで二十一日、悪天候を冒し台州西方藤堂の敵兵舎を爆撃し、二十二日には鎮海西方二十キロ妙勝寺附近において陸軍部隊前面の敵を爆撃潰走させたほか、温州西方および松門北方の敵陣地を爆撃した。また青田・玉環島・花屏浦・楚門等附近の敵陣地を爆撃し、二十一日

南平南東の敵軍需工場および倉庫群を、二十二日福州上流において武装せる敵軍用舟艇を、三十日福清北方の敵陣地をそれぞれ爆撃して敵の背後地に甚大の損害を與へ、安徽・江西・湖北・湖南の四省にわたる二十四箇所の敵軍事施設、軍用倉庫等を爆撃した。

艦艇及び陸戦隊

四月中、艦艇及び陸戦隊は連日出撃して、水路の確保治安維持・航行遮斷・水路啓閉等に從事し、着々所期の効果をあげた。

一、北支方面においては石島背後の敵據點を威嚇砲撃し、これを沈黙せしめたほか、滄口奥地に蠢動する敵を奇襲、潰走せしめ、山東半島北部温泉場南方においては遊撃隊を攻撃、敗走せしめた。

二、揚子江流域においては、一日揚林磯・銅陵・池口、二日丁舖灣陸路河口・感金關・培文洲、三日玉板湖、四日赤壁、六日臨江・城陵磯、八日太陽洲、十日臨江磯・揚林磯等の附近に陸戦隊を揚陸し遊撃隊を掃蕩した。

三、揚子江下流においてはクリク地帯を確保し、遊撃隊の蠢動を制壓し、七日鎮江對岸邵伯において約四十名の敵を攻撃、敵の遺棄死體五、捕虜一を得た。

四、秀山島においては、四日秀山に陸戦隊を揚陸、遊撃隊を急襲し捕虜十二を得た。また七日には定海西方の螺頭を掃蕩した。

五、沿岸警備に従事中的艦艇は、五日三門灣、七日南田灣、鎮海東方三山の敵陣地を砲撃、撃破した。

六、浙江・福建兩省沿岸敵要地に對する攻略作戦は、十九日早朝陸軍部隊と極めて緊密なる協同のもとに、突

如、浙江省沿岸の要衝鎮海・石浦・海門・温州附近及び福建省閩江口兩岸にほゞ時を同じうして奇襲敵前上陸を敢行した。その後、海軍部隊は陸軍部隊の進撃に協力し、上陸地點の確保・水路啓開・船團護送などに従事する一方、海軍航空部隊は絶えず陸海軍前面の敵を爆撃潰走せしめ、また敵の背後地を急襲して敵に甚大なる損害を與へ、二十日には寧波・温州、二十一日には福州を衝いて陥落せしめた。

菅野海軍陸戰隊および艦艇は甬江の水路を啓開し、二十一日寧波に入城、基地を確保した。瑞安方面において水路啓開の艦艇は機雷二箇を處分し、敵小型汽船二隻を南獲した。二十二日陸戰隊は石浦西南方十キロ普陀門に揚陸し、同地を掃蕩した。鎮海東方二十キロ穿山方面に上陸した陸戰隊は、二十三日より二十五日に至る三日間において、下浦帖・柴橋・憲穿山・崑亭と逐次進撃し、二十五日には大樹島・霧龍城・後所城を陥れ、浙東半島突端部を完全に肅清した。二十

三日午前六時半、松門島南方海岸に上陸した陸戰隊は、同日午後一時十分松門に入城し、二十四日松門島を掃蕩、二十五日には松門附近における敵軍事施設を完膚なきまでに潰滅せしめた。海門進撃部隊は、二十四日海門上流に陸揚げ中の機雷三十六箇を押収處分した。二十六日援護艦艇は坎門港の敵陣地および六横島西北方の梅山島、ならびに對岸の敗殘兵を砲撃するとともに、梅山島に陸戰隊を揚陸して同島を掃蕩した。

陸戰隊は鎮海方面の舊砲臺において合計十三の砲身および千三百二十七箇の砲彈を南獲し、温州附近蔡門において敵砲艇海鴻の曳出し作業を開始した。二十八日陸戰隊は尖洋島に上陸島内を掃蕩し、二十九日には穿山西北方の横浦・海山・佛山島を掃蕩、宣撫した。

一方、福建省沿岸における陸戰隊及び艦艇は二十三日馬尾を占領し、海軍基地を確保するとともに附近水路を掃蕩し、三十三箇の敵機雷を處分した。二十三日に至り福州迄の掃蕩を敢行し、二十四日には長門砲臺に

五月

重慶大爆撃敢行

甲子灣上陸協力作戦

南支航空部隊の一部は一日早朝から陸軍部隊の甲子灣上陸作戦に協力し、わが軍の奇襲上陸に狼狽して各所に敗走する敵を求めて、これを隨所に爆撃、多大の戦果を収めたが、この爆撃隊の情報によると、多賀部隊は一日未明、甲子灣の西方海岸茅埔と東海岸外砲臺地區に奇襲敵前上陸を敢行、一部は甲子灣を遡航し、その他は潰走する敵を潰滅し、早くも午前八時には左翼部隊の遡航部隊は一舉に甲子灣に突入占領した。また、右翼部隊は午前七時三十分には、甲子灣を守る東部山嶽地區の防禦線、雨亭、大石下の線を確保し、こゝに甲子灣は完全に

において敵機雷百四十六箇を南獲、二十八日閩江において機雷三箇を處分した。福州方面において海鷗(九四八トン)・吉運(公美)・公威(公觀)外一隻の敵艦船を捕獲した。

七、南支海南島においては三月中の大掃蕩戦に引き続き、島内各地に蠢動する敗殘兵の徹底的捕捉殲滅に連日出撃し、約二十箇所において敵計六百を撃破し、敵遺棄死體二百の大打撃を與へ、武器彈藥軍需品多數を南獲し、島内産業開發および復興建設に多大の貢獻をなした。

封鎖部隊

沿岸航行遮断に従事中の艦船は引き続き嚴重なる封鎖監視の任務に當り、中南支沿岸上陸作戦の援助、陸軍船團の護衛、上陸地點の制壓、基地の確保等の陸海協同作戦に任じた。

四月中、揚子江において二十七箇その他において六十五箇合計九十二箇の機雷を處分した。

わが手中に歸した。甲子城は人口約十萬、油頭、油尾間、援務物資輸入の一據點である。

第一次重慶大爆撃

わが海軍航空部隊は三日午後、奥地の快晴を利し、大編隊をもつて重慶大爆撃を敢行、痛烈な巨弾の雨を降らせて敵重要建築物を悉く爆砕、炎上させて、潰滅的損害を與へた。即ち川口、大平、武田、高橋、鈴木、中西、二階堂、石橋、石原、白井等の各部隊長の率ゐる精銳機は勇躍進發、四川盆地の悪氣流を冒して重慶上空に到達し、市街西部に密集する敵軍需工場地帯ならびに蒋介石以下の要人住宅地帯を日かけて巨弾の雨をふらせ、隨所に大火災を起させた。

また一方、駒形、美座、本國、山田の各部隊長指揮の精銳は午後、重慶市上空に到達、爆煙天を覆ふ熾烈な防禦砲火を冒して重慶城内各所に直撃弾を集中、三箇所から火災を起させ、甚大な損害を與へた。この日、わが機翼に偵伏した敵機は一機も姿を見せなかつた。

第二次重慶痛爆

快晴に恵まれた九日、わが海軍航空部隊は大鵬翼陣をもつて本月に入つて第二次の重慶大爆撃を敢行、甚大な損害を與へた。即ち森、藤尾、高橋、大平、武田、仲福岡、白井各部隊長の指揮する一隊と淺田、中西、石原、石橋、二階堂、高井、上田各部隊長の率ゐる第二隊の海鷲群は相前後して基地を出發、勇躍、重慶爆撃の壯途についた。

ついで第三隊は、駒形、美座、本國等の各部隊長指揮のもとに積雲層と斷雲を縫つて四川省境を越え、それぞれ午後、重慶上空に到着、熾烈なる敵高角砲の彈網に目もくれず、第一、第二の兩編隊は蒋介石等の要人住宅地帯ならびに軍需工場群に痛烈な巨弾を集中し、第一次爆撃に損害を免れた重要建築物を徹底的に爆砕炎上せしめ、甚大な損害を與へた。さらに第三隊は嘉陵江と長江の合流點である市街東端の倉庫群に攻撃を集中、熾烈な防禦砲火を冒して果敢な低空飛行を敢行し、直撃弾をあげ、數條の黒煙天に沖するを見とゞけたが、この日挑

戰の敵一機だになく、死の街重慶上空に悠々歸路の體勢を整へ全機無事歸還した。

第三次重慶猛爆

我が海軍航空部隊は又も快晴に恵まれた十日、昨日に引續き第三次重慶大爆撃を敢行し、敵軍政府機關と工場建築物に巨弾の雨を降らせて、これを徹底的に爆砕した。この日、川口部隊長總指揮のもとに高橋、大平、福岡、武田各部隊長の率ゐる第一隊、中西、石橋、石原、二階堂、鈴木、高井、植山等各部隊長の指揮する第二隊、さらにこれに引續く第三隊の駒形、本國の各精銳部隊は一點の曇もない快晴を利し基地を進發、鵬翼を連ねて一路急進、重慶市上空に到達、第一隊は嘉陵江北岸沿ひの敵軍需工場群に集中爆撃を敢行して、これを爆砕炎上せしめ、さらに第二隊は重慶市内浮圖閣の重慶衛戍司令部、國民政權機關ならびに中央黨部等の敵軍政機關に痛烈な直撃弾の雨を降らせ、これを木葉微塵に爆砕、甚大な損害を與へた。第三隊は亂れ飛ぶ斷雲の間隙から長江と嘉陵江合流點である重慶東部の軍事施設と倉庫群に必

中弾を浴せ、これを爆砕、潰滅的打撃を與へた。なほ、畏縮した敵機は一機も姿なく、爆煙天を蔽ふ熾烈な防空砲火がいたづらに咆哮するのみで、我は全機凱歌を奏して基地に歸つた。

桐城・廣信を爆撃

海軍航空部隊の一部は三日、桐城（安慶北方七五軒、四日、廣信（浙贛線要衝）を相ついで爆撃、敵百七十六師司令部と多數の機關車を爆撃、極めて大なる戦果を収めた。

湖南・江西を猛爆

海軍航空部隊は七日、折柄の快晴を利し、大舉湖南・江西の要衝を猛爆、敵の心臓を奪ひ、多大の戦果を収めて全機歸還した。すなはち、一部隊は午後一時熾烈な防禦砲火を冒し、長沙對岸の軍事施設を爆撃、これを壊滅し、他の一部隊は午後三時、辰州（長沙西北二六〇軒、辰溪（長沙西北二八軒）の軍事施設、工場及び市街を猛撃、多大の戦果を収め、また他の一部隊は午後四時、浙贛線鷹潭の倉庫群を爆撃これを焼滅炎上させた。



日佛泰の友好關係確立す

泰・佛領印度支那間の國境紛争解決を目的とする調停條項は、去る三月十一日、日佛泰關係三國間に署名を了し、

それ以來二ヶ月に亘り右調停條項の條約成文化のため佛泰兩國代表者間に討議がなされ、遂に五月九日、兩國間に平和條約の正式調印を見るに至つた。

かくして、佛泰平和條約の成立により、泰・佛印國境の平和はこゝに確保され、兩國間の友好關係を回復するとともに、日佛・日泰間兩議定書により帝國政府はこれら新秩序を保障することとなつた。因みに、それら平和條約ならびに議定書の内容は、次の通りである。

佛泰平和條約の要旨

去る三月十一日に假署名を行つた調停條項を條約の形式に取まとめたもので、その内容は二三の點を除き大體に調停條項の内容と同じく、前文及び末文のほか十二ヶ條より成つてゐる。

前文においては兩國が佛領印度支那・泰國間國境紛争に對する帝國の調停を受諾し、國境紛争の再發を防ぐため國境の再調整を行ひ、且つ國境地帯における平和維持の方法について協定する必要を認め、佛泰間の傳統的友

好關係を完全に回復することを希望したため、本條約を締結することとなつた旨を明らかにした。

そして本文中においては、佛泰間の友好關係回復を期し懸案解決のため速かに直接外交交渉を開始すべく第一條、國境の再調整を行ひバクライ、バクック地方ならびにカンボジアの大部分を泰國へ割讓し(第二條)、國境劃定事業を行ふため委員會を設置し(第四條)、割讓地域の泰國への編入の條件を規定し、その中において割讓地域中カンボジアに屬した部分を非武装地帯とし、割讓全地域内における佛泰兩國民の絶對平等待遇及びブルアン、プラバン王宮陵の尊重を定め(第五條)、非武装地帯内において泰國は警察隊のみを維持し要索・軍用飛行場等を存置出来ぬこととし(第六條)、割讓地域内住民の國籍の變更、居住及び財産の移轉に關する原則を掲げ(第八條)、割讓より生ずる國家間の財政上の主張を、泰國より佛國への六百萬ピアストルの六ヶ年賦支拂により解決し(第九條)、將來本條約につき紛争の起つた場合には帝國の調停

に附託すること(第十條)等を規定してゐる。そして本條約は、署名後一ヶ月以内に東京で批准書を交換することになつてゐる。

なほ、第二條によつて調整された佛領印度支那、泰國間の國境は次の通りである。

北方より始まり佛印、泰、ビルマの國境接合點より發し、メコン河に沿ひ同河が十五度の緯線を切る地點に至り(メコン河上のコン島は引つゞき佛領、コース島は泰國に歸屬す)、それより西方に向ひ十五度の緯線に沿ひ、ついで南方に向ひ、シムレア州とバクタン州との現境界がグラン・ラック(大湖の意)に終る地點スツン・コンボトの河口を通過する經線に沿ふ。

グラン・ラック(大湖)上における國境は、シムレア州とバクタン州との現州境が同湖に終る地點スツン・コンボトの河口と、バクタン州とブルサト州との現州境が同湖に終る地點スツン・ドントリの

河口とを結ぶ半徑二十キロメートルの圓弧によつて構成される。

かくしてスツン・ゴントリの河口より西南の方向にバクタンバン州とブルサト州との現州境に沿ひ、右州境と佛印・泰國間の現國境との會合點カオ・クウヅに至り、それより現國境に變更を加へることなくこれに沿つて海に至る。

なほ、本條約には、地域の撤退及び引渡の態様に關する議定書、國境劃定委員會の構成及び運用に關する議定書、非武装地帯に關する規定の履行についての議定書が附屬してあり、その内最初の議定書を除き第二第三の議定書には帝國政府も當事國として署名してゐるのである。

保障及び政治的了解到する日佛及び日泰

議定書の要旨

本件二議定書は、三月十一日調停條項に假署名の際、日佛兩國委員間及び日泰兩國委員間に往復された文書の趣旨に従ひ、作成されたものである。

してゐるものである。

帝國政府が泰・佛印國境紛争解決のため、調停會議を東京に招請して以來三ヶ月餘の短期間において所期の目的が完全に達成されたことは、わが當局が終始一貫して東亞諸國の善隣友好關係の樹立とこれら諸民族の共存共榮の理想實現のため誠意をつくして努力した賜ものと、紛争當事者である佛泰兩國政府がそれらわが國の意の有るところを十分に認識し、問題の圓滿解決のため誠意を以て交渉に當られた結果にほかならないのである。

かくて、東南アジアの平和と秩序とが新たな基礎の上に確保されることとなり、ことに佛泰平和條約の成立と同時に、さきにわが國と佛泰間にそれら取交された往復文書が議定書として正式に署名され、こゝに日・泰及び日・佛印間に善隣友好關係の樹立、經濟的緊密關係の増進ならびに政治經濟軍事に關する了解の完全成立を見たことは、實に意義深い會議の成果であり、日佛泰三國間の緊密關係はこれによつてますます強化されることになつたのである。

日佛議定書は、前文において去年八月三十日に松岡外相とアンリー大使との間に取交はされた文書の精神に基づき且つ佛泰間友好關係の安定確保を希望して議定書に結んだ旨を明らかにし、本文において、帝國は前記の佛泰平和條約及びその附屬文書に具現された紛争の解決が決定的且つ變更できないものであることを保障し、これに對し佛國は右保障を受諾し、同時に日本・佛印間に善隣友好關係の樹立及び經濟的緊密關係の増進に努めることを約するとともに、帝國に對し直接又は間接に對抗することになるやうな政治上・經濟上又は軍事上の協力を豫想される何らの協定諒解をも印度支那に關して第三國と結ぶ意思のないことを宣言してゐる。そして、本議定書も署名後二ヶ月以内に東京で批准書を交換すべきことになつてゐる。

また、日泰議定書は、前文において、去年の六月十二日に結ばれた日泰友好條約を引用したこと、本文において第三國との協定または了解に關する部分に地域の限定ないことを除き、他は日佛間の議定書と全く同一の内容を有する。

國民映畫 脚本募集

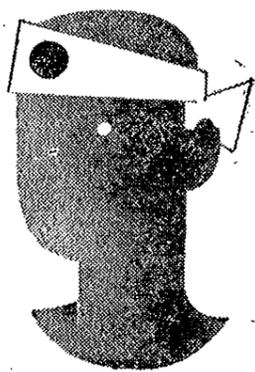
趣旨

時局下映畫及び演劇に課せられた使命は極めて重大である。然るに映畫及び演劇にとつて最も重大なるべき脚本の貧乏は、今日より甚だしきはない。よつて情願局は廣く優秀なる脚本を募集し、國民映畫 國民演劇の樹立促進の一助とすることとなつた。それは容易なる時局便乘的なものであつてはならない。高邁なる國民的理想を顯現し、藝術的價值において高く、且つまた國民生活に喜びと潤いと力とを與へるものでなければならぬ。

募集規定

- 一、題名、構想、年代は問はざるも必ず未發表の創作たること（但し複製の場合を除く）
- 二、四百字原稿用紙以上二百枚以内とする（除却脚本の場合を除く）
- 三、ナリ形式に限る（但し三枚以内の挿入を許す）
- 四、送 先 東京市神田區丸の内南側第五部第二課 封筒に「國民映畫 脚本募集」の字を記す
- 五、賞 金 (一) 一等賞 賞金一千元 (二) 二等賞 賞金五百圓 (三) 三等賞 賞金二百圓 (四) 佳作賞 賞金五十圓
- 六、審査員 (一) 田坂其雄、内田敏三、八木保太郎、北川冬彦、長谷川伸、上原勇、長田秀雄、中野實、久保田
- 七、入選発表 昭和十六年十一月下旬（週報）寫眞週報及びラジオ但し入選者には別に通知す
- 八、その他 原稿は第一面に必ず現住所、職業、氏名、筆名の場合には本名を明記すること。原稿原稿は返却せず。入選作品の著作權は情願局に歸す。入選作品の誌上発表並びに映畫化又は上演は、情願局において發演することとし、原稿については問合せは一切せず。

露光量違いにより重複撮影



好評の頭腦藥

ノ
ー
シ
ン

これからだ!

頭が痛い、重い、或は頭腦が疲れてボンヤリすると云ふ時には、スグとノーシンをのんで下さい。
そして素早く軽い、ハツキリとした頭腦を取戻し、元氣一杯、聖戦下の職務に精出して下さい。

効果が速くて、安全

ノーシンは頭腦を速かに止めると同時に、腰脚とした頭腦の疲勞を恢復して、頭をハツキリさせます。
而も常用すれば、神經の衰弱をよくし、心臟を強補しますから、日々頭腦を酷使する現代人必需の頭腦藥として頗る好評です。

主 効
頭腦疲勞・頭内腫重
めまひせ・精神衰弱
三十錢・五十錢・一圓

製造發賣元 荒川長太郎合名會社

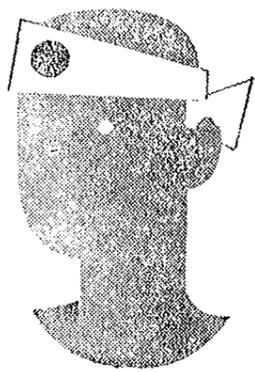
日産火災海上保險株式會社

社長 伊吹 雲
相談役 船川 義介
本社 東京丸の内

日産生命保險株式會社

社長 伊吹 雲
相談役 船川 義介
本社 東京日比谷

露光量違いにより重複撮影



好評の頭腦藥

ノ
ー
シ
ン

これからだ！

頭が痛い、重い、或は頭腦が疲れてボンヤリすると云ふ時には、スグとノーシンをのんで下さい。
そして素早く軽い、ハツキリとした頭腦を取戻し、元氣一杯、聖戦下の職務に精出して下さい。

効果が速くて、安全

ノーシンは頭痛を速かに止めると同時に、膨脹とした頭腦の疲労を恢復して、頭をハッキリさせます。
而も常用すれば、精神の健全をよくなり、心臓を強固しますから、日々頭腦を痛便する現代人、必置の頭腦藥として、頗る好評です。

主効
頭腦疲労・頭内膨脹
めまい・ひせ・精神衰弱
三十錠・五十錠・一圓

製造發賣元 荒川長太郎合名會社

日産災海上保險株式會社

社長 伊吹 震
相談役 鮎川 義介
本社 東京丸の内

日産生命保險株式會社

社長 伊吹 震
相談役 鮎川 義介
本社 東京日比谷



週報は民一億の覽板

週

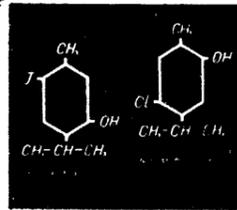
報

昭和十一年五月二十二日
 昭
 和
 十
 一
 年
 五
 月
 二
 十
 二
 日
 毎週一回水曜日發行

化學的掃清力 ! 口中を淨化



口中に使用殺菌劑は効力が強くてしかも絶対に副作用がない事を條件とします。その點、クロールカルバキロール及びヨードチモールは口中殺菌劑として最も理想的なもので、口中の細菌を化學的に清掃淨化し、ムシ歯・齒槽膿漏の原因を一掃します。



用藥

磨齒ブラケ

品外都專賣・品格價定公

(判LA5)格規定國はさき大の書本)

内閣印刷局印刷發行